

B-Net 翔

第12号

発行 / 株式会社 日本環境ビルテック

東京都豊島区東池袋 3-20-3 東池袋 SS ビル 3F

TEL 03-5979-5545 代表

■目次

- ・新年のご挨拶
- ・ネパール外国人技能実習生制度導入視察旅行
- ・天皇陛下御即位をお祝いする国民祭典協賛
- ・HACCP 義務化

■新年のご挨拶

新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ申し上げます。

昨年は、7月1日に東京本社を東京都豊島区東池袋に移転し、従来の事務所より倍の広さとなり社員一同心機一転し、より良いサービスの提供に努めているところでございます。労働人口の激減による人手不足や最低賃金の引上げや募集経費高騰などで労働集約産業である当社のビルメンテナンス業務や給食調理業務は苦境に立たされており、日に日に厳しさが増すばかりであります。

そのため、他社との差別化戦略の一環として昨年より地方からの人材雇用を進める他、本年は清掃業務において外国人技能実習生の受け入れの準備を進めております。また、昨年より警備業務や給食調理業務において人手不足から請負う会社がなく、当社にご依頼を戴く機会が多くなりつつありますが現状ではすべてお応えすることが出来ず当社としても大変心苦しい次第であります。

現在、関連会社で求人サイトを立ち上げ人材確保に努めており、あらゆる可能性にチャレンジしております。

本年は、2020 東京オリンピックを控えより一層人手不足が深刻化すると思われ、オリンピック終了後においても絶対的な労働人口不足から、この問題は長期化すると考えております。

当社としては、ロボット化やAI、IoTの導入を視野に入れて合理化を図り、新しいビルメテナンス業務や給食調理業務の在り方を模索していきたいと思っております。

今後、益々のご愛顧とご支援を切にお願い申し上げ新年のご挨拶と致します。

2020年 元旦



株式会社 日本環境ビルテック
代表取締役 山田 稔

■ネパール外国人技能実習生制度視察旅行

2019年11月29日から12月5日の日程で当社代表が理事長を務める協同組合が外国人技能実習生の日本国受け入れ監理団体として来年度より活動すべくネパール国カトマンズに視察旅行を実施致しました。ネパール国は親日国家であり、ネパールの人たちは日本人と同じく八百万神を信仰する大変信仰心の篤い民族で道徳心をわきまえ大変働き者の人たちであり、直近の統計では日本に約86,000人の人たちが来日されております。その証拠に刑法犯以上の発生率は在日外国人トップ3の中国、韓国、ベトナム人と比較すると著しく低く、また不法滞在者の数も同様に低い統計数値が出ております。2019年4月1日より外国人技能実習生制度の拡大が行われ、国家間協定先の国としてネパール国も指定され、業種としてビルクリーニング・フードサービスが対象となりました。日本の労働人口の低下による人手不足は、私たちの業界においても大きな問題であり、特に清掃業務や警備業務といったジャンルにおいては絶対数不足をしており、その解決策として外国人の登用は避けられないのが現状であります。現に近年においては警備業務の交通誘導において外国人を登用する企業も出てきております。

当社の代表がネパール国とつながりがあることから第一弾は、組合の受け入れ相手国としてネパールを指定する予定ですが、外国人技能実習生としてネパール国を受け入れ相手としている監理団体はまだ少ないのが現状であります。

今回のネパール国の視察にあたり、ネパール国労働省事務次官 Binod KC 氏との面談や現地送り出し機関、日本語学校の面談視察などを行い、大変有意義な時間を過ごすことができました。残念ながら、ネパール大地震の際に支援金寄付でお会いした前在日ネパール大使であるマダン氏はオーストラリアへ旅行中とのことで再会することは出来ませんでしたが現在、ネパール国家公務員の労働組合連合会のトップである友人ラズの叔父さんが心配して同席して戴きました。

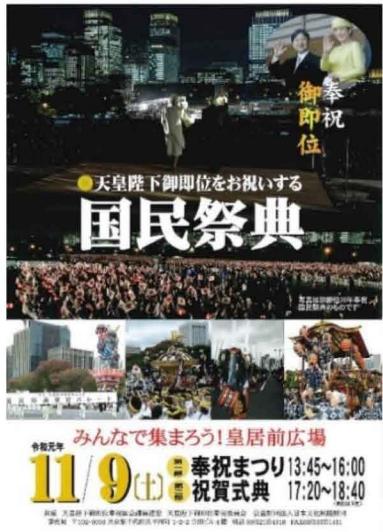


■天皇陛下御即位をお祝いする国民祭典協賛

令和元年1月9日（土曜日）に天皇陛下御即位をお祝いする国民祭典が参加者約3万人以上で皇居前広場にて開催され、当社も本祭典に協賛を致しました。

第一部（13:00～16:10）の奉祝まつりでは、皇居前の内堀通りを会場に全国各地の郷土芸能が華やかにパレードを行い、東京近郊からは奉祝神輿も繰り出されました。

第二部（17:10～18:40）の祝賀式典では、奉祝曲として作詞 岡田恵和・作曲菅野よう子・ピアノ 辻井伸行（ヴァン・クライバーン国際ピアノコンクール日本人初の優勝者、盲目のピアニスト）・歌唱 嵐（ジャニーズ事務所）が披露されました。また、天皇陛下からお言葉を賜り、参加者全員で聖寿万歳を捧げてお祝い申し上げました。本当に感極まる天皇陛下御即位をお祝いする国民祭典でありました。



■HACCP 義務化

2018年6月に食品の製造・加工・調理・販売などを行う全事業者に対してHACCPを義務化する『改正食品衛生法案』が衆議院にて可決しました。本法案はHACCPに沿った衛生管理の制度化を公布日から2年を超えない範囲内において政令で定める日までという期日を設けています。これは、法案公布後から2年後の2020年6月から本法案は施行され、経過措置期間を経て2021年の6月から義務化が開始するということです。つまり、食品関連事業者は遅くとも2021年の6月までにHACCPによる衛生管理制度の導入を行わなければなりません。HACCPの導入が義務化された際、大量調理を行う調理場において最初に戸惑う点はおそらくプランニング（衛生計画）ではないでしょうか。今まで取り組んだことがないため不安に感じられるかもしれません、プランニングとは何も無いところから新しい手順を作ることではありません。いつも自分たちが行っている手順をベースにしながら、HACCPの手順を組み込んでいくことがプランニングなのです。では、プランニングはどのようなステップで実施していくべきなのでしょうか。まず前提として、こうしたプランニングの作業には調理現場をよく知っている調理スタッフの積極的な参加が必要となります。プランニングは、調理スタッフ、現場責任者、施設長、衛生についての知識を有している専門家たちが協力して行うべきだからです。プランニングは、下記の「12手順」に則って進めています。

10. HACCPチームを編成する

製造・調理工程を見つめ直すために必要な情報を収集するため、各部門から担当者を集めます。

11. 食品の説明・記述

製造品・調理品の安全について特徴を示すものを作ります。レシピや仕様書等、内容が十分であれば様式は問いません。

12. 食品の使用方法の明確化

食品の使用方法(加熱の有無等)と食品を誰に提供するのかを定義します。

1. 調理工程一覧図、施設レイアウト、標準作業手順書(マニュアル)の作成

材料の受け入れから製品の出荷もしくは食事提供までの流れを工程ごとに書き出します。

2. 調理工程一覧図の現場確認

調理工程一覧図ができたら、現場での人の動き、モノの動きを実際の現場で確認して、必要に応じて工程図を修正します。

3. 危害分析の実施

工程ごとに発生しうる危害要因を挙げて、どのように管理すればいいかを考えます。

4. 重要管理点(CCP)の設定

危害要因を除去・低減するために、特に重要な工程を決定します。

(例) 加熱殺菌や金属探知等

5. 管理基準の設定

危害分析で特定した CCP を適切に管理するための基準を設定します。(温度、時間、速度など)

6. CCP のモニタリング方法の設定

CCP が正しく管理されているかを適切な頻度で確認し、記録するためのしくみを整えます。

7. 改善措置の設定

モニタリングの結果、管理基準を超えていたり(管理基準に達していない)ときにどのような措置を行うかを決めます。

8. 検証方法の設定

HACCP プランに従って管理が行われているかを、どのような方法で検証・判断するかを決めます。

9. 記録の維持・管理

記録を残すことは、HACCP を実施した証拠になります。ルールを決めるだけでなく、継続して記録を残していくことこそが重要です。

一見難しく感じるかもしれません、実際は 12 の手順に沿って現在の工程を見つめ直す作業をおこなうだけなのです。

HACCP を導入することにはたくさんのメリットがあります。

- **食品の安全性が向上する**

予測できる危害原因物質を早期発見できる体制が作られるため、危害をできる限り小さく、低いレベルに押さえることができる

- **効果的な衛生管理が徹底できる**

危害分析を行うことで、従来の勘や経験に頼った衛生管理ではなく、効果的な衛生管理の徹底が図れる

- **組織全体の衛生管理に対する意識が向上する**

施設長や調理従事者が一体となって取り組むことにより、全員の衛生管理に対する意識や知識の向上が期待できる

- **正しい衛生管理の方法を組織全体に浸透させられる**

これまで、それぞれの調理従事者が経験的に確立してきた衛生管理方法を科学的に裏付け、わかりやすいマニュアルを作ることで組織全員に浸透させることができる

たくさんの調理スタッフがいる大規模な施設であればあるほど、運用ルール

を統一できる HACCP の導入がもたらすメリットは大きくなるのです。

当社は現在、HACCP の導入について進めており、最終的には ISO22000 の取得を目指しております。

